

主な質疑



佐藤徳治
議員

お米券の配布について、本町はどのように取り扱うのか。また、町民のニーズを把握しているのか。

▼下村賢彦町長

食料品等生活物価高騰支援の一環としてお米券があると認識しているが、広く活用できる商品券等に対応ができないか検討している。町民のニーズについて、細かい調査は行っていない。



美濃明男
議員

中山間地域等直接支払交付金について、前年度と今年



中澤巨
産業建設課長

度の比較及び530万6千円の増額内容、また新規就農者支援対策事業費補助金、鳥獣被害緊急対策事業費補助金の内容は。

中山間地域等直接支払交付金の増額は、農家数、協定数が確定し、ネットワーク加算やスマート農業加算が加わったことが要因であるが、前年度から比較すると協定数はネットワーク加算等統合を行い24から19になり、農家数は486から476、農地面積総計が2688ヘクタールから2681ヘクタールと減少している。

新規就農者支援対策事業費補助金77万5千円については、新規就農者及び認定農業者が農業経営規模を拡大するために園芸用ハウス整備を行う場合、国や県に補助制度のない部分である付属部品と消耗品類を支援

するものである。
鳥獣被害緊急対策事業費補助金500万円の増額は、農林作物の被害が特に著しい箇所に鳥獣被害防止のための電気柵及び防護ネット設置に対し、原材料、購入費用等に支援するもので、資材高騰等の影響によるものだ。

▼重森一宗議員

山林の買取り、寄附について、登記費用はどちらがもつのか。

▼下村賢彦町長

登記費用は当然地権者側になるが、それまでの各種調査等支援はこれまでどおり行う。

▼重森一宗議員

森林環境譲与税は山林の整備に使うということので、買取りも確か含まれている。この譲与税で、役場に1人専門を配置することも可能だと思うので、寄附の際の登記費用も森林環境譲与税を利用するか、担当者を配置し手続きするというよう



平石稔
総務課長

なことは考えていないか。
山林の寄附を受ける場合、相続手続等土地所有者に行っていたき、その後、町への名義変更は職員が囑託登記を行っている。



上池如夫
議員

大豊町課設置条例の一部を改正する条例について、予算的には、総務産業建設と教育民生各常任委員会との併合した予算になるところもあり、総括しながら課の中での予算の使用、課の設置と考えてよいのか。

▼下村賢彦町長

議会の常任委員会として考えると、現在の産業建設課と総務課の一部が企画創

造課になるため、総務産業建設常任委員会への付託になるつかと考えている。

▼上池如夫議員

以前は総務産業建設常任委員会の所管だったものが、教育民生常任委員会へ、課を変更した事業もあったが、総務産業建設常任委員会所管での認識でよいのか。

▼下村賢彦町長

そのとおりである。



小川智也
議員

ゆずバスの担当部署はどこになるのか。

▼下村賢彦町長

現在と変更なく教育委員会である。

▼佐藤徳治議員

新しく設置される課について、人員の配置予定は。

▼下村賢彦町長

具体的な人数等については、これからになる。

▼上池如夫議員

大豊町簡易水道条例の一部を改正する条例について、どのような場面で業者の選定が必要になるか例を。



都築広行
住民生活課長

令和6年度の能登半島地震において、家庭で水が使用できない状況が長期化した。これは、宅内配管工事を担う地元市町村の業者数が、宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、さまざまな工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされている。
災害その他非常の場合、地元の給水装置工事業者の確保が困難と判断される

ときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による、給水装置工事を可能とし、宅内配管の復旧に対する業者を確保する必要があるためである。

▼上池如夫議員

緊急時、災害時はやむを得ないが、現在東土居で簡易水道の事業を行っており、業者が変わった場合、施工の手順が会社ごとに違うやり方になるのではと危惧しているので、十二分に検討し対応してほしい。

▼山北英二議員

条例にある給水施設は、水道メーターまでか、それ以降のことか。

▼都築広行住民生活課長

災害時を想定しており、両方に対応できるものと考ええる。平常時では水道メーターまでと認識している。

追加議案についての質疑

▼山北英二議員

水道メーター以降は、各所有者が対応すると。緊急時については、町が対応するのか、業者を紹介するのか。

▼都築広行住民生活課長

災害時においては、町が紹介するような形になるかと思う。

▼山北英二議員

町長から職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由で、9月議会での説明が不十分だったとのことであるが、9月議会開催中の新聞に、複数の議員に対して説明したとある。全議員に対して話した内容が伝わってなかった場合は不十分。全議員に話していない場合は、不十分ではなく説明してないと同じである。そのところを訂正していただきたい。



前田典彦
教育次長

▼下村賢彦町長

ご指摘のとおり説明ができていなかった。

▼小川智也議員

町有財産の取得について、スクールバス購入は増車か、買い換えか。またその理由は。

増車である。
生徒数に対応するためと予備車の老朽化により購入する。現在の予備車は、廃車せず、予備車で置く。

▼小川智也議員

スクールバスは何台から何台になり、また増車の保管場所はどこになるのか。

▼前田典彦教育次長

5台から6台になる。保管場所は、大豊学園の敷地内で考えているが、現在検討中である。

▼上池如夫議員

10月中旬にスクールバス購入予定で、臨時議会を開催予定との連絡があった。今議会まで遅れた理由は。
ゆずバスの運営並びに一般乗車の乗降場所、生徒数の移行により一般町民が乗れない路線などは、増車することにより一般の方の混乗は可能か。

▼前田典彦教育次長

臨時議会ができなかった理由は、スクールバス購入事業について、10月23日に指名競争入札を行ったが、この入札に参加した業者は1社のみで、1社のみでは入札が成立しなかったためである。

その後、一般競争入札に切り替え、11月27日に開催した。

ゆずバスの一般混乗が可能かどうかについては、現在の状況、これまでの実績では、一般の利用客は、1名ないし2名であり、登下校便には、余裕をもって乗れている状況である。